

# 特別支援教育就学奨励費制度のお知らせ

須崎市教育委員会

## ◎特別支援教育就学奨励費制度について

須崎市では、須崎市立小中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、その負担能力の程度に応じ就学のため必要な経費の援助を行うことにより、特別支援教育の充実を図ることを目的として、特別支援教育就学奨励費を支給しています。

## ◎補助対象となる方

須崎市立小中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者  
但し、既に就学援助制度等の認定を受けている方は除きます。

## ◎支給内容

世帯の収入額により下記の支弁区分が決定されます。

支 弁 区 分	説 明
I 段階	収入額が需要額の 1.5 倍未満の対象者
II 段階	収入額が需要額の 1.5 倍以上 2.5 倍未満の対象者
III 段階	収入額が需要額の 2.5 倍以上の対象者

- 需要額とは、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 8 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した保護者の属する世帯の需要額をいいます。

(問い合わせ)

須崎市教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係  
TEL 0889-42-5291